

訪問支援を行う事業所のみなさんへ

(指定居宅サービス事業者・指定障害福祉サービス事業者等)

■「子育て世帯訪問支援事業」を行う事業者を募集します

京丹後市では、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦やヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行う「子育て世帯訪問支援事業」を実施します。このため、対象世帯の居宅を訪問し、家事及び育児等の支援を行う委託業務について、事業者の募集を行います。

■業務内容

- ・対象者との連絡、調整
- ・訪問支援
- ・市への報告（随時・定期）
- ・利用者負担額の徴収、委託料請求事務

■支援内容

・市からの訪問依頼により、支援対象者のいる世帯の居宅を訪問支援員が訪問し、家事及び育児等の支援を行います。①もしくは②、または①②を同時に行うことを基本に、家庭の状況にあわせて以下の内容を包括的に実施します。

- ① 家事援助（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポートなど）
- ② 育児・養育支援（育児のサポート、児童の見守り、外出時の補助など）
- ③ 子育て等に関する不安や悩みの傾聴
- ④ 地域の母子保健施策、子育て支援施策等に関する情報提供

※登録事業者の募集要項等、詳しくは、市ホームページをご確認ください。

<お問合せ先>

京丹後市こども部子育て支援課（こども家庭センター）

電話 0772-69-0370

